

○信濃町ふるさと移住体験施設の設置及び管理等に関する条例施行規則

平成28年2月15日信濃町規則第6号

信濃町ふるさと移住体験施設の設置及び管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、信濃町ふるさと移住体験施設の設置及び管理等に関する条例（平成27年条例第33号。以下「条例」という。）第16条の規定により、信濃町ふるさと移住体験施設（以下「移住体験施設」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み等)

**第2条** 条例第5条の規定により移住体験施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、事前に当該施設の空き状況を電話等により確認したうえで、使用しようとする日の7日前までに信濃町ふるさと移住体験施設使用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申込書を受理した場合は、これを審査し、速やかにその適否を信濃町ふるさと移住体験施設使用決定通知書（様式第2号）により使用者に対し交付するものとする。

(使用料の減免等)

**第3条** 条例第10条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 町又は町の執行機関が主催者又は共催者として使用する場合
- (2) 行政上必要な行事で国、県又は地方公共団体等が使用する場合
- (3) 教育上必要な行事で町内の保育園及び信濃小中学校が使用する場合
- (4) 町を後援者として使用する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、申込書を提出する際に、信濃町ふるさと移住体験施設使用料減免申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、第1項第1号から第3号までに掲げる場合については、この限りでない。

4 町長は、申請書を受理し、使用料の減額若しくは免除を決定したとき又は使用料の減額若しくは免除をしないと決定したときは、信濃町ふるさと移住体験施設使用料減免決定通知書（様式第4号）を当該使用者に交付するものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)

**第4条** 条例第11条の規定により、指定管理者に移住体験施設の管理を行わせる場合における第2条の適用については、「使用」とあるのは「利用」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

信濃町ふるさと移住体験施設使用申込書

年 月 日

信濃町長 様

申込者 住 所  
氏 名 ⑩

信濃町ふるさと移住体験施設を使用したいので、信濃町ふるさと移住体験施設設置及び管理等に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により下記のとおり申込みます。

記

使 用 者 氏 名 (代表者を記入)	
連 絡 先 住 所	〒 ー
連 絡 先	TEL ( ) 携帯電話 E-mail @
使 用 希 望 人 数 (申請者含む)	人
使 用 希 望 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 の 目 的	

※使用の目的欄には、滞在期間中の予定などできるだけ詳細に記載してください。

※入居開始日の時間は、午後 2 時からとし、最終日の終了の時間は、午前 10 時までとなります。

年 月 日

様

信濃町長

㊟

年 月 日付けで申込みのありました施設の使用について、使用における条件を付した上で下記のとおり決定しましたので、信濃町ふるさと移住体験施設設置及び管理等に関する条例施行規則第2条第2項の規定により通知します。

記

1 使用の可否

2 使用できる期間 年 月 日～ 年 月 日

3 使用人数 人

4 使用料 円（ 週 日分）

【許可の条件】

- ・本通知を受理した日から10日以内又は施設使用3日前のいずれかの早い日までに「4 使用料」に記載されている金額を別添「納入通知書・領収書」によりお支払いください。（6泊以内の使用で使用料が発生しない場合は、お支払いの必要はありません。）
- ・申込者の都合により期間を短縮又は取消した場合の使用料は、信濃町ふるさと移住体験施設の設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）第9条第3項の規定により返還しません。（施設使用3日前までに申し出た場合は、返還します。）
- ・当該施設は条例で定める目的以外の使用はしないでください。
- ・その他施設の使用について、町長の指示に従ってください。
- ・上記事項及び条例第8条に規定する事項に該当したと認められる場合は、使用の許可を取消す場合があります。
- ・灯油代は、上記使用料に含まれていません。暖房等に使用した場合は、使用量に応じた実費分をお支払いいただきます。

様式第3号（第3条関係）

信濃町ふるさと移住体験施設使用料減免申請書

年 月 日

信濃町長 様

申請者氏名 ㊞

次のとおり、信濃町ふるさと移住体験施設使用料を減免してください。

記

減免を受けようとする 期 間	年 月 日～ 年 月 日
減免を受けようとする 理 由	
減免の内容	1 免除                      2 一部減額

様式第4号（第3条関係）

信濃町ふるさと移住体験施設使用料減免決定通知書

年 月 日

様

信濃町長

印

年 月 日付けで申請のありました信濃町ふるさと移住体験施設使用料の減免について、以下のとおり決定したので信濃町ふるさと移住体験施設の設置及び管理等に関する条例施行規則第3条第4項の規定により通知します。

記

減免の可否	<table border="0"><tr><td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">〔 免 除 一部減額 〕</td><td>を承認</td><td>する</td><td>・</td><td>しない</td></tr><tr><td colspan="4"> </td></tr></table>	〔 免 除 一部減額 〕	を承認	する	・	しない				
〔 免 除 一部減額 〕	を承認		する	・	しない					
減免の可否の理由										
減免の内容 ※承認する場合のみ記入	1 免除                      2 減額（減額の内容                      ）									